

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正することについて

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 11 月 24 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

介護保険法の一部改正により、小規模な通所介護が指定地域密着型サービスの形態とされたことに伴い、その運営の基本方針を定めるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例
の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成24年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（指定地域密着型通所介護の基本方針）

第6条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（次条において「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（指定療養通所介護の基本方針）

第6条の3 指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、規則に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。次項において同じ。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及びその利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）等との密接な連携に努めなければならない。

第7条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指

し」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。